

ECの柑橘類地域特惠

(L/5776, 1985年2月7日パネル報告)

【事実の概要】

(1) ECは1970年代の初頭より地中海沿岸の諸国にEC向け柑橘類について特惠関税を認めていたが、これが米国の柑橘類輸出業者の利益を損なうこととなり、米・EC間の紛争に発展した。この紛争は、ECが柑橘類のMFN関税率を若干引き下げることで一時的には解決したかに見えた。しかし、米国の柑橘類生産者は右特惠がいまだなお米国の輸出に損害を与えているとして、1976年11月「1974年通商法」の301条に基づいて申し立てを行った。この申し立てを受けて、米国政府は当時進行中の東京ラウンドで一層の関税引き下げを獲得すべく交渉に臨んだが実現しなかった。このような背景のもと関税引き下げ交渉で実現しなかったことを米国は紛争処理の場で解決しようと試みるのである。

(2) 1982年6月に締約国団に配布されたL文書(L/5337)の中で、米国はECの対地中海諸国柑橘類特惠はガットの第1条にいう一般的最恵国待遇の原則に違反し、米国の柑橘類輸出に引き続き悪影響を与えているとした。本件につき1980年10月に行われた22条協議も1982年4月に開催された23条1項協議も不調に終わっていることから、米国は23条2項に基づくパネル設置を要求した。

(3) これに対しECは、柑橘類についての特惠はECと地中海諸国との間の協定の一部であり、かかる協定についてはガット第24条のもとですでに検討が終了しているとして、米国のパネル設置要求は受け入れられないと主張した。

(4) その後2回の理事会では議論は並行線を辿ったが、2回目の1982年7月の理事会ではダンケル事務局長に調停を依頼することが提案された。同事務局長は同年8月及び9月に紛争当事国と会ったものの、解決の糸口は見いだせず、結局同年11月の理事会でパネルの設置だけは合意された。パネルに対する付託事項は翌1983年5月の理事会で、更にパネルの構成については同年7月の理事会でそれぞれ発表されるというような状況で、パネルは実際に審議を開始するまでに随分時間を要した紛争事例である。その後パネルが会合した回数も極めて多く、その報告書が締約国に配布されるのは1985年2月まで待たざるを得なかったのである。

(5) セっかく提出された報告書もECの反対で理事会で採択されないまま今日に至って

いる。更に悪いことには、米国は報復として1985年7月にE Cからのパスタの輸入について関税を引き上げ、これに対抗すべくE Cも米国産のレモンとナッツの関税を引き上げ、事態は報復に対する報復の「関税戦争」の様相を見せ始めていた。折から、新ラウンド開始へ向けての準備が進行中だっただけに米・E C間の対立の行方は懸念されたが、1986年11月によりやう最終的に決着し、E Cは米国産の柑橘類に対しより低い関税率を譲許し、その見返りにE C産の農産物について関税引き下げと規制の緩和を米国から獲得した。更に、E Cは地中海諸国との第24条に基づく協定については今後法的にはチャレンジしないとの約束を米国から取り付けたのである。

【報告要旨】

(1) 一般協定第24条によって正当化されない限り、関税上の特惠措置は第1条にいう一般的最恵国待遇の義務に違反している。他方、締約国団はE Cと特惠を享受する諸国との間の地域的取り決めが第24条に整合しているか否かにつき合意することができなかった。従って、この問題はいまだ解決していないと考えるべきである。

(2) かかる地域的取り決めが第24条に整合しているかどうかはあくまでも第24条7項にある審議の手続きの中でのみ決定されることであり、本件パネルはこの点については判断できない。従って、E Cのかかる取り決めは第23条1項(a)にいうような明白な無効化または侵害を構成する違反とは言えない。

(3) 本件を第23条1項(b)にいう「違反の事実の伴わない無効化または侵害」(Non-violation Nullification or Impairment, 以下NNIと略す)に該当するかどうかの観点から審議することは付託事項にかなっている。

(4) 一般協定により締約国に生じる基本的な便益の一つは、ある締約国にとって不利な形で一般協定上の権利と義務の均衡が損なわれたときこれを調整することができることである。本件において、E Cは地中海諸国に特惠を認めたことにより米国の輸出にとって「実質的な悪影響」(substantial adverse effects)が生じることがあれば、米国が第1条第1項に基づいて当然に期待していた利益が侵害されたことになる。その際米国は損失を埋め合わせるために補償的措置を要求する権利を有する。貿易統計を分析した結果、問題となった9つの柑橘類の内オレンジとレモンの2つについては「実質的な悪影響」が看取されたことから、右二品目については第23条1項(b)にいうNNIを認定する。

(5) NNIが認定されたからといって、それは原因となった措置の変更を迫るものではな

いが、現実的な解決を図るとの観点からパネルとしてはE Cは柑橘類のMFN税率を引き下げることを勧告するものである。

【解説】

本件は、ガット体制にとって究極の問題とも言える地域経済統合との関係を正面から問うものであったと共に、発展途上国も含めたE Cの連合関係をガットの中でどう位置づけるかについてチャレンジするものであった。しかし、結果的にはE Cがパネル報告書の採択を拒否したことに端的に現れているように、三度に及ぶ拡大を経て強力な経済主体となったE Cの現実的な力の前に右のような点につき明らかにできないまま終わっている。

E Cは以下の四点につきパネルは誤っていると主張し、報告書の採択をブロックした。第1は、第24条との整合性の問題についてパネルがまだ解決していないとしたことに対してE Cは、締約国団が当該地域協定が違反であると明確に判定しない限りはこの協定はガット上整合性を有すると考えられるべきと反論した。第2は、パネルがE Cの特恵により米国の利益が侵害されたと判断したことにつき、この結論は当該地域協定が整合性を認められていないことを意味するもので、整合性の問題は未解決とするパネル自身の結論とも矛盾するものであるとの点である。第3は、パネルがガットの第4部（貿易及び開発）がそもそもE Cにより援用されていないことからこれをもって特恵を正当化することはできないとした点で、パネルのこの判断は間違いであるとした。第4のポイントは、パネルが本件に関してNNIを認定したことにより、締約国団により承認されていない全ての地域協定は法的にチャレンジされうることとなり、その中には第25条のウェイバーによる全ての特恵も含まれるとの主張である。最後の点は、米国にとって最もセンシティブな農産物ともいわれる砂糖及びその調整品を主要な対象品目とするカリブ海諸国との特恵につき反撃したものであると思われる。

（渡邊 頼 純）